

山梨県公報

号外第十六号

平成二十八年

三月二十九日

火 曜 日

目 次

山梨県大村智人材育成基金条例	五
山梨県職員の退職管理に関する条例	五
山梨県行政不服審査法施行条例	六
山梨県ものづくり人材就業支援基金条例	八
山梨県部等設置条例等の一部を改正する条例	八
山梨県建築審査会条例の一部を改正する条例	九
山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	九
山梨県情報公開条例等の一部を改正する条例	九
山梨県職員定数条例の一部を改正する条例	二
山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例	二
山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	二
山梨県手数料条例の一部を改正する条例	三
山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例	三
山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	三
山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	三
山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例	三
山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	三
山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例	四
山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	四
山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例	四
山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例	四

条例のあらまし

- 1 山梨県大村智人材育成基金条例(条例第十四号)(企画課)
 - 1 本県出身の大村智氏のノーベル生理学・医学賞の受賞を契機として、青少年をはじめ県民の科学、芸術等に対する理解と関心を一層深め、その豊かな感性を養い、及び創造性を培うことにより、もって次代を担う人材の育成を図るため、山梨県大村智人材育成基金を設置することとした。
 - 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。
 - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。
 - 4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。
 - 5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとした。
 - 6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。
 - 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定めることとした。
 - 8 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県職員の退職管理に関する条例(条例第十五号)(人事課)**
- 1 地方公務員法の一部改正に鑑み、職員の退職管理に關し必要な事項を定めることとした。
 - 2 営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に關して現職職員への働きかけを離職後二年間禁止することとした。
 - 3 再就職者による現職職員への働きかけ規制等を円滑に実施するために各任命権者が必要な情報の収集ができるよう、退職者に対し、離職後二年間、再就職先情報の届出を義務付けることとした。
 - 4 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県行政不服審査法施行条例(条例第十六号)(私学文書課)**
- 1 行政不服審査法の全部改正に鑑み、県が設置する第三者機関の組織及び運営等について必要な事項を定めることとした。
 - 2 県が設置する第三者機関の組織及び運営について次のとおり定めることとした。
- (一) 第三者機関の名称 山梨県行政不服審査会

<p>(一) 委員数 六人以内</p> <p>(二) 委員の要件</p> <p>(三) 審査会の権限に属する事項に關し公正な判断をすることができると。</p> <p>(四) 法律又は行政に關して優れた識見を有すること。</p> <p>(五) 委員の任期 三年</p> <p>(六) 委員の服務</p> <p>(七) 委員に守秘義務を課す。</p> <p>(八) 政治団体の役員となること及び積極的な政治運動を禁止する。</p> <p>(九) 罰則規定 守秘義務の遵守を担保するため、違反した場合の罰則を定める。</p> <p>(十) 提出書類等の交付に係る手数料について次のとおり定めることとした。</p> <p>(十一) 複写機により用紙に複写したものの交付</p> <p>(十二) 用紙一枚につき 白黒十円、カラー四十円</p> <p>(十三) 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付</p> <p>(十四) 用紙一枚につき 白黒十円、カラー四十円</p> <p>(十五) 経済的困難その他特別の理由があると認める場合には、手数料を減免できることとする。</p> <p>4 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県ものづくり人材就業支援基金条例（条例第十七号）（産業政策課）</p> <p>1 製造業における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保を図るため、山梨県ものづくり人材就業支援基金を設置することとした。</p> <p>2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。</p> <p>3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととした。</p> <p>4 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。</p> <p>5 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入することとした。</p> <p>6 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができることとした。</p> <p>7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に關し必要な事項は、知事が定めることとした。</p> <p>8 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。</p> <p>山梨県部等設置条例等の一部を改正する条例（条例第十八号）（行政改革推進課）</p>	<p>1 政策立案及び調整機能の強化等を図るため知事政策局等の名称及び分掌事務を改めるとともに、防災及び危機管理体制の機能強化を図るため防災局を設置することとした。</p> <p>(一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(二十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(三十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(四十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(五十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(六十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(七十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(八十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(九十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百二十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百三十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百四十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百五十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百六十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百七十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百八十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九十) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九十一) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九十二) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九十三) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九十四) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九十五) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九十六) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九十七) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九十八) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百九十九) 山梨県部等設置条例の一部改正</p> <p>(百) 山梨県部等設置条例の一部改正</p>
--	---

山梨県職員給与条例

山梨県学校職員給与条例

山梨県職員の退職手当に関する条例

山梨県警察職員給与条例

山梨県県税条例

(6)(5)(4)(3)(2)(1) 行政不服審査法第二十七条の規定による審査庁の求めに応じて陳述又は鑑定のため出頭した者に対する実費弁償条例

山梨県行政手続条例

(8)(7) 山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

2 山梨県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二十二号)(人事課)

1 警察活動の強化を図るため、警察職員の定数を八人増員することとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

1 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例(条例第二十三号)(人事課)

1 地方公務員法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

職員を降給させる際の事由及び手続の規定を追加する。

(二) 山梨県職員給与条例、山梨県学校職員給与条例、山梨県警察職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

新たに級別基準職務表等を追加する。

(2)(1) 人事評価の結果を給与に反映するための所要の改正を行う。

(三) 次の条例について規定の整理を行う。

(1) 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

(2) 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例

(3) 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(5) 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例

(6) 山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

1 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第二十四号)(職員厚生課)

1 地方公務員災害補償法施行令の一部改正に鑑み、傷病補償年金又は休業補償と障害

厚生年金が併給される場合の調整率を〇・八八(現行〇・八六)に引き上げること

した。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

1 山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第二十五号)(財政課)

(一) 構造改革特別区域法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(二) 地域限定特例通訳案内士の登録の申請等に係る手数料を定める。

(三) 農産物検査登録検査機関の登録の申請等に係る手数料を定める。

(四) 介護支援専門員の実務研修等に係る手数料の額を改定する。

(五) 住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請等に係る手数料を定める。

(五) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る手数料を定める。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

1 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第二十六号)(産業人材課)

1 技能向上を目指す高校生等の負担軽減のため、実技試験の二級を受検する高校生等の技能検定試験手数料を一部免除し、一万九百円(三級と同額)とすることとした。

2 その他規定の整理を行うこととした。

3 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

1 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(条例第二十七号)(障害福祉課)

1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、厚生労働省令で定める基準に従う等して次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正

介護保険事業者が行う障害児に対する基準該当通所支援の利用定員に、当該事業者が提供する自立訓練の利用者の数も含めることとする等の改正を行う。

(二) 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正

一定の要件を満たす介護保険事業者が提供する自立訓練を、法定給付の対象である基準該当障害福祉サービスとみなすこととする等の改正を行う。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

1 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(条例第二十八号)(長寿社会課)

1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、厚生労働省令で定める基準に従う等して次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正

地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においても、職員配置の基準を緩和することとする。

(二) 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正

難病を有する要介護者等を対象とする利用定員九人以下の通所介護の事業を行う事業所の指定の権限が県から市町村に移行することに伴い、関係する規定を削除する等の改正を行う。

(三) 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正
指定地域密着型通所介護の事業を行う事業所に対して、介護予防サービスの一部を委託することができることとする等の改正を行う。

(四) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正
指定地域密着型通所介護の事業を行う事業者が提供する障害者又は障害児向けのサービスについても、法定給付の対象とみなすこととする。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例(条例第二十九号)(産業集積課)

1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、廃棄する機器に係る使用料及び手数料の項目を削ることとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第三十号)(建築住宅課)

1 建築基準法施行令の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 出入口の数、位置等を規制する規定の適用除外について、その対象となる避難安全性能を有する建築物の範囲を拡大する。

(二) 建築物の四階以上の階に教室その他児童を収容する室を設けることを禁止する規定の対象に、義務教育学校の前期課程を加える。

(三) 建築基準法の規定による道路の位置の指定等に係る手数料を次のとおり定める。
道路の位置の指定等申請手数料 五万円

2 この条例は、1(二)については平成二十八年四月一日から、1(一)については同年六月一日から、1(三)については同年十月一日から施行することとした。

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第三十一号)(都市計画課)

1 甲府駅南口駅前広場にバス乗降場等を整備することに伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 施設の種類の、一般路線バス乗降場、高速バス乗降場及びバス待機場を加える。

(二) 一般路線バス乗降場又は高速バス乗降場を利用しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、知事の許可を受け、使用料を支払うものとする。

(三) 一般路線バス乗降場又は高速バス乗降場の利用の許可を受けた者は、バス待機場を利用することができるものとする。

2 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十二号)(教育庁学術文化財課)

1 山梨県文化財保護条例第三十五条の規定による県指定史跡名勝天然記念物に係る事務のうち、次に掲げる現状変更に対する許可等の事務を二十五市町村に移譲することとした。

(一) 二年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増築又は改築
電柱並びに埋設されていない電線、ガス管、水管及び下水道管並びにこれらに類する工作物の設置等

(二) 建築物その他の工作物(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物その他の工作物に限る。)の除却

(四) 県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第三十三号)(教育庁新しい学校づくり推進室)

1 県立谷村工業高等学校及び県立桂高等学校を廃止することとした。

2 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。

山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例(条例第三十四号)(警察本部組織犯罪対策課)

1 暴力団の排除をより一層推進するため、次の改正を行うこととした。

(一) 暴力団排除特別強化地域の設定等
暴力団の排除を徹底することにより、住民等にとつてより一層安全で安心なまちづくりを推進する地域を指定する。

(2) 特定接客業者は、公安委員会に暴力団員立入禁止のための標章の掲示を申し出ることができるものとする。

(3) 標章が掲示された店舗への暴力団員の立入りを禁止する。
標章を損壊すること等を禁止する。

(4) 特定接客業者による暴力団員への用心棒代等の利益の供与等を禁止する。
暴力団員が、用心棒代等の利益の供与を受けることを禁止する。

(5) 暴力団員が、用心棒代等の利益の供与を受けることを禁止する。

(6) 暴力団員が、用心棒代等の利益の供与を受けることを禁止する。

(二) 青少年に悪影響を及ぼす行為の規制の強化
 正当な理由がある場合を除き、暴力団事務所に青少年を立ち入らせること等を禁止する。

(三) 事業者等の講ずべき措置の追加
 旅館、ホテル、ゴルフ場等の管理者が暴力団活動を助長すること等を知つての施設使用契約を禁止する。

(四) 名義貸し行為の禁止
 自己が暴力団員であることを隠すため他人の名義を利用すること、及び何人も暴力団員に対し情を知つて名義を利用させることを禁止する。

(五) 違反者に対する措置
 (1) 公安委員会は、(一)(3)及び(二)の違反者に対し、当該行為を中止すること等を命じることができることとする。
 (2) (三)及び(四)の違反者に対し、調査、勧告及び公表を行う。
 (3) (一)(4)の違反者に対しては三十万円以下の罰金を、(一)(5)及び(6)の違反者に対しては一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金を科す。

2 この条例は、平成二十八年八月一日から施行することとした。

条 例

山梨県大村智人材育成基金条例をここに公布する。
 平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十四号
 山梨県大村智人材育成基金条例

(設置)
第一条 本県出身の大村智氏のノーベル生理学・医学賞の受賞を契機として、青少年をはじめ県民の科学、芸術等に対する理解と関心を一層深め、その豊かな感性を養い、及び創造性を培うことにより、もつて次代を担う人材の育成を図るため、山梨県大村智人材育成基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)
第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)
第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)
第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)
第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)
第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

(委任)
第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則
 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。
 平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十五号
 山梨県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)
第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定(これらの規定を地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十条の二において準用する場合及び同法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に基づき、職員(県が設立した同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(第四条において「特定地方独立行政法人」という。)の役員(非常勤の者を除く。)及び職員を含む。)の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)
第二条 法第三十八条の二第二項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者(同条第一項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等(法第三十八条の二第二項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。)の役員(同項に

規定する役職員をいう。）又は同条第八項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものについている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続き退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。附則において同じ。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合（人事委員会規則で定める場合を除く。）は、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

（特定地方独立行政法人の役員及び職員の退職管理）

第四条 第二条及び前条の規定は、県が設立した特定地方独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）について準用する。この場合において、第二条中「法第三十八条の二第一項」とあるのは、「地方独立行政法人法第五十条の二において準用する法第三十八条の二第一項」と、前条中「職員」とあるのは、「役員」と、「退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員）」とあるのは、「退職手当通算予定役員（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定役員）」と、「任命権者」とあるのは、「当該特定地方独立行政法人の理事長」と読み替えるものとする。

2 県が設立した特定地方独立行政法人の職員に関する第二条及び前条の規定の適用については、第二条中「法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項」とあるのは、「地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する法第三十八条の二第一項並びに法第三十八条の二第四項及び第五項」と、前条中「任命権者」とあるのは、「当該特定地方独立行政法人の理事長」とする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行し、第三条（第四条第一項において準用する場合及び同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、これらの規定に規定する管理又は監督の地位にある職員又は役員の職として人事委員会規

則で定めるものに就いている職員又は役員であつた者が、同日以降に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合について適用する。

山梨県行政不服審査法施行条例をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十六号

山梨県行政不服審査法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（手数料等）

第二条 法第三十八条第一項（法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）の規定による交付を受ける者は、別表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納めなければならない。

2 審理員（審査庁が法第九条第一項第三号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付した手数料は、還付しない。

（設置）

第三条 法第八十一条第一項の規定に基づき、知事の附属機関として山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第四条 審査会は、委員六人以内をもって組織する。

（委員）

第五条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができるが、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員

を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第六条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第七条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第五条第五項の規定は、専門委員について準用する。

(合議体)

第八条 審査会は、委員のうちから、会長が指名する者三人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(会議)

第九条 合議体の会議は、会長が招集する。

2 前条第一項の合議体はこれを構成する全ての委員の、同条第二項の合議体は過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 前条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。

4 前条第二項の合議体の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 委員又は専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(庶務)

第十条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(運営)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(準用)

第十二条 第二条の規定は、再審査請求について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十八条第一項（法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第六十六条第一項において読み替えて準用する法第三十八条第一項」と、同条第二項中「審査庁」とあるのは「再審査庁が法第六十六条第一項において読み替えて準用する」と、「審査庁」とあるのは、「再審査庁」と読み替えるものとする。

2 第二条の規定は、法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による交付について準用する。この場合において、同条第一項中「第三十八条第一項（法第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項」と、同条第二項中「審理員（審査庁が法第九条第一項第三号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合にあつては、審査庁）」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十四条 第五条第五項（第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	山梨県いじめ問題調査会の委員	を	山梨県いじめ 山梨県行政不
問題調査会の委員			
服審査会の委員及び専門委員			

に改める。

別表（第二条、第十二条関係）

区分	金額
一 複写機により用紙に複写したものの交付 二 電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの（A三判以下の大きさのものに限る。）の交付	日本工業規格A列三番（以下「A三判」という。）以下の大きさの用紙一枚につき十円（日本工業規格A列二番の大きさのものについては三十円、日本工業規格A列一番の大きさのものについては百十円、日本工業規格A列〇番の大きさのものについては百二十円、カラーで複写したもの（A三判以下の大きさのものに限る。）については四十円） 用紙一枚につき十円（カラーで出力したものについては四十円）
備考	用紙の両面を使用する場合は、片面を一枚として額を算定する。

山梨県ものづくり人材就業支援基金条例をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十七号

山梨県ものづくり人材就業支援基金条例

（設置）

第一条 製造業における高度な知識又は技術を有する人材の育成及び確保を図るため、山梨県ものづくり人材就業支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

（処分）

第六条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県部等設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十八号

山梨県部等設置条例等の一部を改正する条例

（山梨県部等設置条例の一部改正）

第一条 山梨県部等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「知事政策局」を「総合政策部」に改め、同号（一）中「立案」

を「企画立案」に改め、「重要事項の」を削り、同項第二号中「企画県民部」を「県

民生活部」に改め、（一）を削り、（二）を（一）とし、（三）を（二）とし、同項中第十一号を第十二号

とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 防災局

（一） 防災及び危機管理に関する事項

（二） 消防に関する事項

（山梨県公益認定等審議会条例及び山梨県公立大学法人評価委員会条例の一部改正）

第二条 次に掲げる条例の規定中「総務部」を「県民生活部」に改める。

一 山梨県公益認定等審議会条例（平成十九年山梨県条例第三十号）第十三条

二 山梨県公立大学法人評価委員会条例（平成二十一年山梨県条例第五十号）第七条

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県建築審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第十九号

山梨県建築審査会条例の一部を改正する条例

山梨県建築審査会条例（昭和二十五年山梨県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とする。

第十条中「第五条」を「第六条」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第二項中「拘らず出席委員」を「かかわらず、出席委員」に改め、同条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十九の項中「中央市」を「中央市 昭和町」に改める。

第二条の表二十二の四の項中「甲府市」を「甲府市 富士吉田市」に改める。

第二条の表二十二の六の項中「早川町」を「早川町 身延町」に改める。

第二条の表二十三の三の項中「興業場等」を「興行場等」に改める。

第二条の表二十九の項中「富士吉田市 都留市 山梨市 甲斐市 上野原市 市川三

郷町 南部町 富士川町 昭和町 道志村 鳴沢村」を「都留市 上野原市 南部町 昭和町」に改める。

第二条の表三十の項中「山梨県障害者幸住条例（平成五年山梨県条例第三十号）」を「山梨県障害者幸住条例（平成二十七年山梨県条例第五十号）」に、「次項」を「三十一の項」に改め、同項イ中「第二十六条第一項」を「第二十二條第一項」に、「建築等」を「新築等」に改め、同項ロ中「第二十六条第二項」を「第二十二條第二項」に、「建築等」を「新築等」に改め、同項ハ中「第二十七条」を「第二十三條」に改め、同項ニ中「第二十八条第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同項ホ中「第二十八條第二項」を「第二十四條第二項」に改め、同項ヘ中「第二十八條第三項」を「第二十四條第三項」に改め、同項ト中「第二十九條第一項」を「第二十五條第一項」に改める。

第二条の表三十一の項イ中「第三十條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同項ロ中「第三十條第二項」を「第二十六條第二項」に改め、同項ハ中「第三十一條」を「第二十七條」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の表十九の項及び二十二の四の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表十九の項及び二十二の四の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十一号

山梨県情報公開条例等の一部を改正する条例

（山梨県情報公開条例の一部改正）

第一条 山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第二条第二項中「以下同じ」を「第十七条において同じ」に改める。
第三章の章名を次のように改める。

第三章 審査請求

第十九条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第十九条の三 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。
第二十条を次のように改める。

（審査会への諮問）

第二十条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する判決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山梨県情報公開審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 判決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第二十一条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十二条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「判決又は決定」を「判決」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等」を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第二十三条第一項第一号及び第二項ただし書並びに第二十六条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十七条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請

求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。
第二十八条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十九条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第三十条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第三十条に第一項として次の一項を加える。

審査会は、第二十七条第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第三十一条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三十二条中「第二十条」を「第二十条第一項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（山梨県個人情報保護条例の一部改正）

第二条 山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 審査請求等

第四十二条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第四十二条の三 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、適用しない。

第四十三条を次のように改める。
(審議会への諮問)

第四十三条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、山梨県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合
二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第九条第三項において読み替えて適用する同法第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第四十四条中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」を「参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第四十五条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条中「決定又は裁決を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を変更し、当該審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改める。

第五十九条第一項第二号及び第二項ただし書並びに第六十条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六十一条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第六十二条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第二項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第六十三条及び第六十四条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。
第六十五条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第一項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 審議会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
第六十五条に第一項として次の一項を加える。

審議会は、第六十一条第三項若しくは第四項又は第六十三条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第六十六条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。
第六十七条中「第四十三条」を「第四十三条第一項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(山梨県職員給与条例及び山梨県学校職員給与条例の一部改正)
第三条 次に掲げる条例の規定中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。

一 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)第三十二条の第三項
二 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)第二十二條の三項

(山梨県職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 山梨県職員の出職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（山梨県警察職員給与条例の一部改正）

第五条 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（山梨県県税条例の一部改正）

第六条 山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に、「本条」を「この条」に、「書類」を「書類」に改める。

（行政不服審査法第二十七条の規定による審査庁の求めに応じて陳述又は鑑定のため出頭した者に対する実費弁償条例の一部改正）

第七条 行政不服審査法第二十七条の規定による審査庁の求めに応じて陳述又は鑑定のため出頭した者に対する実費弁償条例（昭和三十七年山梨県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「第二十七条」を「第三十四条」に、「審査庁」を「審理員」に、「者」を「者等」に改める。

第一条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条」に、「審査庁の求め」を「審理員の求め又は同法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条の規定による同法第八十一条第一項の機関の求め」に改める。

（山梨県行政手続条例の一部改正）

第八条 山梨県行政手続条例（平成七年山梨県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。

（山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第九条 山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつて、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 第九条の規定による改正後の山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第五条の規定は、平成二十八年度以降の人事委員会の報告について適用し、平成二十七年以前年度の人事委員会の報告については、なお従前の例による。

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十二号

山梨県職員定数条例の一部を改正する条例

山梨県職員定数条例（昭和二十八年山梨県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一、六五二人」を「一、六六〇人」に、「一、九六三人」を「一、九七一人」に改める。

附則第三項中「千六百六十七人」を「千六百七十五人」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十三号

山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

（山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第一条 山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十七年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条第三項」を「第二十七条第二項及び第二十八条第三項（これらの規定を）」に、「地方独立行政法人法第二条第二項」を「同法第二条第二項」に、「次条第一項及び第四条」を「第三条及び第七条」に、「次条第一項及び第三条第四項において」を「以下」に、「降任、免職及び休職」を「降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給」に改める。

第四条を第七条とし、第三条を第六条とする。

第二条の見出しを「（降任、免職、休職及び降給の手續）」に改め、同条第一項を次のように改める。

任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、医師二名を指定し、あらかじめ診断を行わせなければならない。

一 法第二十八条第一項第二号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合

二 法第二十八条第二項第一号の規定に該当するものとして職員を休職する場合

三 第三条第二号の規定に該当するものとして職員を降格する場合

第二条第二項中「若しくは免職又は休職」を「免職、休職又は降給」に改め、同条を第五条とし、第一条の次に次の三条を加える。

（降給の種類）

第二条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の低位の職務の級に変更すること）をいう。次条において同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の低位の号給に変更すること）をいう。第四条において同じ。）とする。

（降格の事由）

第三条 任命権者（特定地方独立行政法人の理事長を含む。以下同じ。）は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよいくない場合であつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合

（降号の事由）

第四条 任命権者は、職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務

実績がよいくない場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

（山梨県職員給与条例の一部改正）

第二条 山梨県職員給与条例（昭和二十七年山梨県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第七条第一項中「標準的な」を削り、「人事委員会が任命権者と協議して定める」を「級別基準職務表（別表第五）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であつて人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第三十三条第一項中「基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第七条関係）

級別基準職務表

イ 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
3級	主任の職務
4級	主査又は副主査の職務
5級	1 本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務
6級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 5 主幹の職務
7級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務 3 参事の職務
8級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
9級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務

ロ 医療職給料表（一）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医療業務又は医務行政を行う職務
2級	1 医療機関の医長の職務 2 前号に掲げるもののほか、相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務又は医務行政を行う職務
3級	1 医療機関の長の職務

	2 保健所長の職務 3 医療機関の副所長又は主任医長の職務 4 医療機関の困難な業務を行う医長の職務 5 前各号に掲げるもののほか、特に高度の知識経験に基づき困難な医療業務又は医務行政を行う職務
4級	1 特に困難な医療業務を行う医療機関の長の職務 2 特に困難な医務行政を行う保健所長の職務 3 前2号に掲げるもののほか、極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務又は医務行政を行う職務

ハ 医療職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は歯科衛生士の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 相当困難な業務を行う栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は歯科衛生士の職務
3級	1 主任薬剤師、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任歯科衛生士の職務 2 困難な業務を行う薬剤師、栄養士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は歯科衛生士の職務
4級	相当困難な業務を行う主任薬剤師、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任歯科衛生士の職務
5級	1 薬剤師長、栄養士長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長、言語聴覚士長又は歯科衛生士長の職務 2 特に困難な業務を行う主任薬剤師、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士又は主任歯科衛生士の職務
6級	特に困難な業務を行う薬剤師長、栄養士長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長、言語聴覚士長又は歯科衛生士長の職務
7級	極めて困難な業務を行う職務であつて人事委員会が認めるもの

ニ 医療職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師の職務

	<ul style="list-style-type: none"> 2 看護師の職務 3 困難な業務を行う准看護師の職務 4 技師の職務
3級	<ul style="list-style-type: none"> 1 相当困難な業務を行う保健師の職務 2 困難な業務を行う看護師の職務 3 困難な業務を行う技師の職務
4級	<ul style="list-style-type: none"> 1 困難な業務を行う保健師の職務 2 主任の職務
5級	<ul style="list-style-type: none"> 1 特に困難な業務を行う保健師の職務 2 本庁の課長補佐の職務 3 保健所の課長の職務 4 副主幹、主査又は副主査の職務 5 困難な業務を行う主任の職務
6級	<ul style="list-style-type: none"> 1 総看護師長又は副総看護師長の職務 2 特に困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務 3 特に困難な業務を行う保健所の課長の職務
7級	極めて困難な業務を行う職務であつて人事委員会が認めるもの

ホ 研究職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	上級の研究員の指揮監督の下に補助的研究を行う職務
2級	<ul style="list-style-type: none"> 1 研究員又は学芸員の職務 2 上級の研究員の指揮監督の下に困難な補助的研究を行う職務
3級	<ul style="list-style-type: none"> 1 試験研究機関の副所長、副場長、次長、部長又は課長の職務 2 研究管理幹又は主任研究員の職務 3 相当高度の知識経験に基づき困難な研究を行う研究員又は学芸員の職務
4級	<ul style="list-style-type: none"> 1 試験研究機関の長の職務 2 困難な業務を行う試験研究機関の副所長、副場長、次長又は部長の職務 3 特別研究員の職務 4 主幹研究員の職務 5 困難な業務を行う研究管理幹の職務
5級	<ul style="list-style-type: none"> 1 相当の規模を有する試験研究機関の長の職務 2 規模の大きい試験研究機関の副所長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき特に困難な研究の統括、調整等を行う特別研究員の職務

へ 福祉職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	福祉司の職務
2 級	1 主任福祉司の職務 2 困難な業務を行う福祉司の職務
3 級	相当困難な業務を行う主任福祉司の職務
4 級	1 出先機関の次長又は課長の職務 2 副主幹福祉司の職務 3 困難な業務を行う主任福祉司の職務
5 級	1 出先機関の長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の次長又は課長の職務 3 主幹福祉司の職務
6 級	困難な業務を行う出先機関の長の職務

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第三条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第五条の二第一項中「標準的な」を削り、「県人事委員会が任命権者と協議して定める」を「級別基準職務表(別表第四)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であつて人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第二十二条の四第一項中「基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第五条の二関係）

級別基準職務表

イ 教育職給料表（一）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 助教諭又は養護助教諭の職務 2 講師、実習助手又は寄宿舍指導員の職務
2 級	1 教諭又は養護教諭の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う実習助手又は寄宿舍指導員の職務
特2 級	主幹教諭の職務
3 級	1 副校長の職務 2 教頭の職務
4 級	校長の職務

ロ 教育職給料表（二）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 助教諭又は養護助教諭の職務 2 講師の職務
2 級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
特2 級	主幹教諭の職務
3 級	教頭の職務
4 級	校長の職務

ハ 教育職給料表（三）級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教又は助手の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	教授の職務
5 級	校長の職務

(山梨県警察職員給与条例の一部改正)

第四条 山梨県警察職員給与条例(昭和二十九年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第六条中「別表」を「別表第一」に改める。

第七条第一項中「標準的な」を削り、「人事委員会が任命権者と協議して定める」「級別基準職務表(別表第二)に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務であつて人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第八条の四第一項中「同日前」の下に「において人事委員会規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第二十九条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第八条の四第二項中「同項」を「前項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第三項中「同項」を「同項前段」に、「良好である」を「良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第三十一条第一項中「基準日以前」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

第三十三条中「給料」を「昇給、給料」に改める。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第七条関係）

公安職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	1 巡査の職務
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 困難な業務を行う巡査の職務
3級	1 係長の職務 2 相当困難な業務を行う主任又は巡査長の職務
4級	1 県警察本部（以下この表において「本部」という。）の課長補佐の職務 2 警察署の課長の職務 3 相当困難な業務を行う係長の職務 4 困難な業務を行う主任の職務 5 特定の分野についての専門的な知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務
5級	1 本部の次席の職務 2 警察署の次長の職務 3 特定の分野についての相当高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務 4 本部の相当困難な業務を行う課長補佐の職務 5 警察署の相当困難な業務を行う課長の職務 6 困難な業務を行う係長の職務
6級	1 本部の困難な業務を行う次席の職務 2 警察署の困難な業務を行う次長の職務 3 特定の分野についての特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務 4 本部の困難な業務を行う課長補佐の職務 5 警察署の困難な業務を行う課長の職務
7級	1 本部の課長の職務 2 警察署の署長又は副署長の職務 3 特定の分野についての極めて高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を独立して行う専門官の職務 4 本部の特に困難な業務を行う次席の職務
8級	1 本部の参事官の職務 2 本部の困難な業務を行う課長の職務 3 規模の大きい警察署の署長の職務
9級	1 本部の部長、室長又は首席監察官の職務 2 警察学校の校長の職務 3 本部の困難な業務を行う参事官の職務 4 特に規模の大きい警察署の署長の職務

(山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第五条 山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。
第七条第二項を次のように改める。

2 特定任期付職員の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合及び号給は、次に掲げるとおりとする。

一 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 一号給

二 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 二号給

三 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 三号給

四 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 四号給

五 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 五号給

六 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は識見を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 六号給

七 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験又は識見を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 七号給

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正)
第六条 次に掲げる条例の規定中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

一 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山梨県条例第五号)第一条

二 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第二十七号)第一条

三 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年山梨県条例第四十七号)第一条

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の特例に関する条例及び公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第七条 次に掲げる条例の規定中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の特例に関する条例(昭和六十二年山梨県条例第二号)第二条第二項第三号
二 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十三年山梨県条例第四十三号)第二条第二項第二号

(山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第八条 山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同条中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 退職管理の状況

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 人事評価の状況

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後一年間において行われる第四条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例第八条の四第一項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

3 第八条の規定による改正後の山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条の規定は、平成二十八年度以降の任命権者の報告について適用し、平成二十七年以前の任命権者の報告については、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県条例第二十四号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年山梨県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表及び第二項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第五条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十五号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。別表第二の四十七の項の次に次のように加える。

四十七の二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の規定に基づく地域限定特例通訳案内士の登録の申請に対する審査	地域限定特例通訳案内士登録申請手数料	五千百円
四十七の三 構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第二項の規定	地域限定特例通訳案内士登録訂正手数料	四千円

に基づく地域限定特例通訳案内士登録証の訂正

四十七の四 構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定に基づく地域限定特例通訳案内士登録証の再交付

地域限定特例通訳案内士登録再交付手数料

四千円

別表第二の七十八の項の次に次のように加える。

七十八の二 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四号）第十七条第一項の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査	農産物検査登録検査機関登録申請手数料	十五万円
七十八の三 農産物検査法第十八条第三項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づく登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	農産物検査登録検査機関登録更新申請手数料	一万百円
七十八の四 農産物検査法第十九条第二項の規定に基づく登録検査機関の変更登録（登録の区分の増加に係るものに限る。）の申請に対する審査	登録の区分の増加に係る農産物検査登録検査機関変更登録申請手数料	十五万円
七十八の五 農産物検査法第十九条第二項の規定に基づ	農産物の種類等に係る農産	三万円

<p>く登録検査機関の変更登録 (農産物の種類又は農産物 検査を行う区域の増加に係 るものに限る。)の申請に 対する審査</p>	<p>物検査登録検 査機関変更登 録申請手数料</p>	
<p>別表第二の百六十七の項中、「一万五千元」を「五万三千元」に改め、同表百六十八の二の項中、「一万五千元」を「三万八千元」に改め、同表百六十九の項金額の欄イ中、「一万五千元」を「三万八千元」に改め、同欄ロを次のように改める。 ロ 介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の実務に従事した経験を有する者に掲げる更新研修の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>(1) 合計三十二時間の更新研修 二万円 (2) 合計五十六時間の更新研修 三万五千元</p>	<p>別表第二の百八十の項中「基づく」の下に、「住宅の新築に係る」を加え、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」に、「この項に」を「この項及び百八十の二の項に」に、「この項及び百八十一の項」を「この項から百八十一の二の項まで」に改め、同項金額の欄イ中「百八十一の項」を「百八十の二の項から百八十一の二の項まで」に改め、同項の次に次のように加える。</p>
<p>百八十の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五條第一項から第三項までの規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六條第二項の規定による申出をする場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額を加えた額)。ただし、共同住宅等にあつては当該額を同時に申請された戸数で除して得た額とし、百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。 イ 申請に併せて適合証を提出する</p>
<p>場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 一戸建ての住宅 一万九千九百円</p> <p>(二) 総戸数が五戸以内の共同住宅等 一万九千円</p> <p>(三) 総戸数が五戸を超え十戸以内の共同住宅等 三万二千元</p> <p>(四) 総戸数が十戸を超え二十五戸以内の共同住宅等 四万四千元</p> <p>(五) 総戸数が二十五戸を超え五十戸以内の共同住宅等 八万円</p> <p>(六) 総戸数が五十戸を超え百戸以内の共同住宅等 十三万五千元</p> <p>(七) 総戸数が百戸を超え二百戸以内の共同住宅等 二十一万九千円</p> <p>(八) 総戸数が二百戸を超え三百戸以内の共同住宅等 二十六万九千円</p> <p>(九) 総戸数が三百戸を超える共同住宅等 二十八万七千元</p> <p>ロ 申請に併せて適合証を提出しない場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 一戸建ての住宅 六万七千元</p> <p>(二) 総戸数が五戸以内の共同住宅等 十五万四千元</p> <p>(三) 総戸数が五戸を超え十戸以内の共同住宅等 二十四万五千元</p> <p>(四) 総戸数が十戸を超え二十五戸以内の共同住宅等 四十八万八千円</p> <p>(五) 総戸数が二十五戸を超え五十戸以内の共同住宅等 八万八千円</p>		

		<p>戸内の共同住宅等 八十五万九千円</p> <p>(六) 総戸数が五十戸を超え百戸以内の共同住宅等 百四十七万四千円</p> <p>(七) 総戸数が百戸を超え二百戸以内の共同住宅等 二百七十二万六千円</p> <p>(八) 総戸数が二百戸を超え三百戸以内の共同住宅等 三百八十九万七千円</p> <p>(九) 総戸数が三百戸を超える共同住宅等 四百七十七万七千円</p>

別表第二の百八十一の項中「第八条第一項の規定に基づく」の下に「住宅の新築に係る」を加え、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

<p>百八十一の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第八条第一項の規定に基づく住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の変更（同法第九条第一項の規定に基づく変更を除く。）の認定の申請に対する審査</p>	<p>住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第二項において準用する同法第六条第二項の規定による申出をする場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額を加えた額）。ただし、共同住宅等にあつては当該額を既に計画の認定を受けた戸数で除して得た額とし、百円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。</p> <p>イ 申請に併せて適合証を提出する</p>
---	---	--

		<p>場合 百八十の二の項のイに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p> <p>□ 申請に併せて適合証を提出しない場合 百八十の二の項のロに掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
--	--	--

別表第一に次のように加える。

<p>百八十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二十九条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第二項の規定による申出をする場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額を加えた額）</p> <p>イ 申請に併せて適合証等（別に知事が指定する者が作成した当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合していることを証する書類その他の書類であつて別に知事が指定するものいう。ロ及び百八十七の項において同じ。）を提出する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請を</p>
--	--------------------------------	---

- する場合 四千元
- (2) 一戸建ての住宅以外の住宅に係る申請をする場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (一) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合 八千元
- (二) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 一万九千元
- (三) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 四万二千元
- (四) 当該床面積が五千平方メートル以上である場合 七万六千元
- (3) 住宅の用途に供しない建築物に係る申請をする場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (一) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合 八千元
- (二) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 二万五千元
- (三) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 七万六千元
- (四) 当該床面積が五千平方メートル以上である場合 十二万二千円
- (五) 当該床面積が一万平方メートル

- トル以上二万五千平方メートル未満である場合 十五万二千元
- (六) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 十九万千元
- (4) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。口、百八十七の項及び百八十八の項において同じ。）に係る申請をする場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額
- (一) 住宅の用途に供する部分 当該申請に係る床面積の(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2)に定める金額と同一の金額
- (二) (一)に掲げる部分以外の部分 当該申請に係る床面積の(3)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(3)に定める金額と同一の金額
- 口 申請に併せて適合証等を提出しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 一戸建ての住宅に係る申請をする場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (一) 当該床面積が二百平方メートル未満である場合 三万二千元

- (二) 当該床面積が二百平方メートル以上である場合 三万六千円
- (2) 一戸建ての住宅以外の住宅に係る申請をする場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (一) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合 六万五千円
 - (二) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 十万九千円
 - (三) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 十八万六千円
 - (四) 当該床面積が五千平方メートル以上である場合 二十六万七千円
- (3) 住宅の用途に供しない建築物に係る申請をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (一) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国土交通省令第一号）第八条第一号ロ(1)に掲げる基準である場合
- (イ) 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (イ) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合 十三万

- 一 トル未満である場合 二十一万六千円
- (ロ) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 三十五万円
- (ハ) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 五十万円
- (二) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 六十一万六千円
- (ホ) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 七十二万八千円
- (ヘ) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 八十三万千円
- (二) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第八条第一号ロ(2)に掲げる基準である場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (イ) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合 八万二千円
 - (ロ) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 十三万

<p>百八十七 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</p> <p>(八) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 二十二万四千円</p> <p>(二) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 二十九万三千円</p> <p>(ホ) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 三十五万三千円</p> <p>(ハ) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 四十一万四千円</p> <p>(4) 複合建築物に係る申請をする場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額</p> <p>(一) 住宅の用途に供する部分 当該申請に係る床面積の(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2)に定める金額と同一の金額</p> <p>(二) (一)に掲げる部分以外の部分 当該申請に係る床面積の(3)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(3)に定める金額と同一の金額</p>
<p>定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>		<p>認定申請手数料</p>
<p>第三十一条第二項において準用する同法第三十条第二項の規定による申出をする場合は、山梨県建築基準法施行条例別表第二第一号の表床面積の合計の欄及び別表第二第二号の表種別の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に定める金額を加えた額)</p> <p>イ 申請に併せて適合証等を提出する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅に係る申請をする場合 百八十六の項のイ(1)に定める金額の二分の一に相当する金額</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の住宅に係る申請をする場合 百八十六の項のイ(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十六の項のイ(2)に定める金額の二分の一に相当する金額</p> <p>(3) 住宅の用途に供しない建築物に係る申請をする場合 百八十六の項のイ(3)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ百八十六の項のイ(3)に定める金額の二分の一に相当する金額</p> <p>(4) 複合建築物に係る申請をする場合 次に掲げる建築物の区分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額</p> <p>(一) 住宅の用途に供する部分 百八十六の項のイ(4)(一)に定める金額の二分の一に相当する</p>		

	<p>金額</p> <p>(二) 金額 (一)に掲げる部分以外の部分 百八十六の項のイ(4)(二)に定 める金額の二分の一に相当す る金額</p> <p>ロ 申請に併せて適合証等を提出し ない場合 次に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅に係る申請を する場合 百八十六の項のロ(1) に掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ百八十六の項のロ(1)に定 める金額の二分の一に相当する 金額 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅に 係る申請をする場合 百八十六 の項のロ(2)に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ百八十六の項 のロ(2)に定める金額の二分の一 に相当する金額 (3) 住宅の用途に供しない建築物 に係る申請をする場合 百八十 六の項のロ(3)に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ百八十六の 項のロ(3)に定める金額の二分の 一に相当する金額 (4) 複合建築物に係る申請をする 場合 次に掲げる建築物の部分 の区分に応じ、それぞれ次に定 める金額の合計額 (一) 住宅の用途に供する部分 百八十六の項のロ(4)(一)に定め る金額の二分の一に相当する 金額</p>	
<p>百八十八 建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する 法律第三十六条第一項の規 定に基づく建築物エネルギー 消費性能基準に適合して いる旨の認定の申請に対す る審査</p>	<p>建築物エネル ギー消費性能 基準適合認定 申請手数料</p>	<p>(二) 金額 (一)に掲げる部分以外の部分 百八十六の項のロ(4)(二)に定 める金額の二分の一に相当す る金額</p> <p>次に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 イ 申請に併せて適合証等(別に知 事が指定する者が作成した当該申 請に係る建築物が建築物のエネル ギー消費性能の向上に関する法律 第二条第三号に規定する建築物エ ネルギー消費性能基準に適合して いることを証する書類その他の書 類であつて別に知事が指定するも のをいう。ロにおいて同じ。)を 提出する場合 次に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ次に定める 金額 (1) 一戸建ての住宅に係る申請を する場合 四千円 (2) 一戸建ての住宅以外の住宅に 係る申請をする場合 当該申請 に係る床面積の次に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ次に定 める金額 (一) 当該床面積が三百平方メー トル未満である場合 八千円 (二) 当該床面積が三百平方メー トル以上二千平方メートル未 満である場合 一万九千円 (三) 当該床面積が二千平方メー トル以上五千平方メートル未 満である場合 四万二千円</p>

- (四) 当該床面積が五千平方メートル以上である場合 七万六千円
- (3) 住宅の用途に供しない建築物に係る申請をする場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (一) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合 八千円
 - (二) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 二万五千円
 - (三) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 七万六千円
 - (四) 当該床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満である場合 十二万千円
 - (五) 当該床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満である場合 十五万二千円
 - (六) 当該床面積が二万五千平方メートル以上である場合 十九万千円
- (4) 複合建築物に係る申請をする場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額
 - (一) 住宅の用途に供する部分 当該申請に係る床面積の(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(2)に定める金額と同一

- の金額
 - (二) (一)に掲げる部分以外の部分 当該申請に係る床面積の(3)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(3)に定める金額と同一の金額
- 申請に併せて適合証等を提出しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (1) 一戸建ての住宅に係る申請をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (一) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号口(1)に掲げる基準である場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (イ) 当該床面積が二百平方メートル未満である場合 三万二千円
 - (ロ) 当該床面積が二百平方メートル以上である場合 三万六千円
 - (二) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号口(2)に掲げる基準である場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める

- 金額
- (イ) 当該床面積が二百平方メートル未満である場合 一万六千円
 - (ロ) 当該床面積が二百平方メートル以上である場合 一万七千円
- (2)
- (一) 一戸建ての住宅以外の住宅に係る申請をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (二) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号ロ(1)に掲げる基準である場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (イ) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合 六万五千円
 - (ロ) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 十万九千円
 - (ハ) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 十八万六千円
 - (ニ) 当該床面積が五千平方メートル以上である場合 二十六万七千円
- (二) 適合させようとする基準が

- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第二号ロ(2)に掲げる基準である場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (イ) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合 三万千円
 - (ロ) 当該床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満である場合 五万四千円
 - (ハ) 当該床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満である場合 九万八千円
 - (ニ) 当該床面積が五千平方メートル以上である場合 十四万八千円
- (3)
- (一) 住宅の用途に供しない建築物に係る申請をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (二) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第一条第一項第一号イに掲げる基準である場合 当該申請に係る床面積の次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (イ) 当該床面積が三百平方メートル未満である場合 三万七千円

- 一 トル未満である場合 二
十一万六千円
- (ロ) 当該床面積が三百平方メ
ートル以上二千平方メー
トル未満である場合 三十五
万円
- (ハ) 当該床面積が二千平方メ
ートル以上五千平方メー
トル未満である場合 五十万
円
- (ニ) 当該床面積が五千平方メ
ートル以上一万平方メー
トル未満である場合 六十一
万六千円
- (ホ) 当該床面積が一万平方メ
ートル以上二万五千平方メ
ートル未満である場合 七
十二万八千円
- (ヘ) 当該床面積が二万五千平
方メートル以上である場合
八十三万千円
- (二) 適合させようとする基準が
建築物エネルギー消費性能基
準等を定める省令第一条第一
項第一号ロに掲げる基準であ
る場合 当該申請に係る床面
積の次に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ次に定める金
額
- (イ) 当該床面積が三百平方メ
ートル未満である場合 八
万二千円
- (ロ) 当該床面積が三百平方メ
ートル以上二千平方メー

附 則
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

- ル未満である場合 十三万
八千円
- (ハ) 当該床面積が二千平方メ
ートル以上五千平方メー
トル未満である場合 二十二
万四千円
- (ニ) 当該床面積が五千平方メ
ートル以上一万平方メー
トル未満である場合 二十九
万三千円
- (ホ) 当該床面積が一万平方メ
ートル以上二万五千平方メ
ートル未満である場合 三
十五万三千円
- (ヘ) 当該床面積が二万五千平
方メートル以上である場合
四十一万四千円
- (4) 複合建築物に係る申請をする
場合 次に掲げる建築物の部分
の区分に応じ、それぞれ次に定
める金額の合計額
- (一) 住宅の用途に供する部分
当該申請に係る床面積の(2)に
掲げる場合の区分に応じ、そ
れぞれ(2)に定める金額と同一
の金額
- (二) (一)に掲げる部分以外の部分
当該申請に係る床面積の(3)
に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ(3)に定める金額と同
一の金額

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十六号

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同項第五号中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

別表四の項中「三級」を「二級又は三級」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十七号

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例及び山梨県指定障害福祉サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第一条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六十二条の二第一号中「この条」を「指定障害福祉サービス等基準条例第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号。次号及び第四号において「特区省令」という。）（第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「この条」を「指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条の二の規定により基準

該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条」に改め、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第四号中「及び指定障害福祉サービス等基準条例」を「並びに指定障害福祉サービス等基準条例」に、「この条」を「指定障害福祉サービス等基準条例第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条」に改め、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百五十二条」を「第百五十二条」に、「第百六十二条」を「第百六十二条」に改める。

第九十八条中「第百二十二条第一号」を「第百五十一条の二及び第百六十一条の二」に、「同号」を「同号、第百五十一条の二及び第百六十一条の二」に改め、同条第一号中「登録者をいう」の下に「第百五十一条の二及び第百六十一条の二第一号において同じ」を加え、「指定通所支援基準条例」を「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号。次号及び第四号並びに第百二十二条第一号において「特区省令」という。）（第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「次号及び第百二十二条第二号において」を「以下」に改め、同条第二号中「指定通所支援基準条例」を「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例」に改め、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」及び「第百二十二条第一号において同じ」を削り、同条第三号中「いう」の下に「第百五十一条の二第三号及び第百六十一条の二第三号において同じ」を加え、同条第四号中「及びこの条」を「並びにこの条」に、「指定通所支援基準条例」を「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例」に改め、「又は特

区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第百十二条第一号中「指定通所支援基準条例」を、「第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例」に改め、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービスの利用定員」の下に「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第九十八条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）」を加える。

第百五十一条の前の節名を次のように改める。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第百五十一条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第百五十一条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条

の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十二条において準用する指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十二条の二の規定によ

り基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条
例第八十二条において準用する指定通所支援基準条第六十二条の二の規定によ
り基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び
障害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項
の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしているこ
と。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービ
スを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓
練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第六十一条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又
は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が
提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者
に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち
通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓
練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当
自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指
定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能
型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活
訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護と
みなされる通いサービス若しくは第五十一条の二の規定により基準該当自立訓
練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条第六十二条
の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定
通所支援基準条第八十二条において準用する指定通所支援基準条第六十二条
の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用
するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及
び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を二十九人（サテラ
イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指
定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定
により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の
規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五十一条の

二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指
定通所支援基準条第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなさ
れる通いサービス若しくは指定通所支援基準条第八十二条において準用する指
定通所支援基準条第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービス
とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たり
の上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超え
る指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定
員の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める人数、サテライト型指定小規模多機
能型居宅介護事業所にあつては十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発
揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模
多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービ
スの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなさ
れる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサ
ービス若しくは第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）と
みなされる通いサービス又は指定通所支援基準条第六十二条の二の規定により
基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条
第八十二条において準用する指定通所支援基準条第六十二条の二の規定により
基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障
害児の数の合計数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項の
市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービ
スを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓
練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十八号

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第十二項中「第十四項において、指定地域密着型サービス基準」という「を」を、「以下この項及び第十四項において、指定地域密着型サービス基準」という「を」を、「以下この項及び第十四項において、指定地域密着型サービス基準」という「を」に改める。

第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準」に改める。

(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)
第二条 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百十三条・第百十四条)

第二款 人員に関する基準(第百十五条・第百十六条)

第三款 設備に関する基準(第百十七条・第百十八条)

第四款 運営に関する基準(第百十九条 第百三十条)

関する基準

を「第五節 削除」に改める。

第八十四条第五号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第九十九条第一項第三号中「(次項において、提供単位時間数」という「)を削り、及び第百一条第三項」を「並びに第百一条第二項第一号イ及び第三項」に改め、同

条第一項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項にお

て同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第一百一条第二項第一号イ中「利用定員」を「指定通所介護事業所の利用定員(当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。)」に改める。

第七章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第百十三条から第百三十条まで 削除

第百三十一条第一項第三号中「(次項において、提供単位時間数」という「)を削り、「この条」を「この条並びに第百三十三条第二項第一号イ及び第三項」に改め、

同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同

条第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第百三十三条第二項第一号イ中「利用定員」を「基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

第百八十一条中「指定通所介護事業所」の下に「指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第百四十五条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項第三号において同じ。)」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
- 二 指定訪問看護
- 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第百三十二条第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。)」の下に「指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス

事業者をいう。)」の下に「指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス

事業者をいう。)」の下に「指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス

事業者をいう。)」の下に「指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス

事業者をいう。)を加え、同条第三項中「次項第二号において同じ。」の下に「指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項第二号において同じ。)」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

第四条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十二条中「平成二十四年山梨県条例第五十八号」の下に「。以下この条において「指定居宅サービス等基準条例」という。」を、「いう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下この条及び次条において「指定地域密着型サービス基準」という。)(第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)」を加え、「同条例」を「指定居宅サービス等基準条例」に、「以下この条において同じ。」を提供する」を、「又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下この条において「指定通所介護等」という。)」を提供する」に、「当該指定通所介護」を、「当該指定通所介護等」に、「指定通所介護事業者をいう。以下この条において同じ」を、「指定通所介護事業所をいう。又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下この条において「指定通所介護事業所等」という」に、「は、当該指定通所介護事業所」を、「は、当該指定通所介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に改め、「機能訓練室」の下に「(指定居宅サービス等基準条例第一百一条第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)」を加え、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改め、同条第三号中「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改める。

第六十二条の二中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。)」を、「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第五条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

(山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第九十七条第一号中「第一百五十一条第一号及び第六十一条第一号において同じ」を、「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)(第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第一百五十一条第一号及び第六十一条第一号において「指定通所介護事業者等」という」に、「以下同じ」を、「又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という」に改め、同条第二号中「以下同じ」を、「又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という」に改め、「第一百五十一条第二号第一号」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号」を加え、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改める。

第九十八条中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を、「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第一百五十一条第一号中「指定通所介護事業者」を、「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改める。

(山梨県特別養護老人ホームに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 山梨県特別養護老人ホームに関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成二十七年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第五項中「平成十八年厚生労働省令第三十四号」の下に「。附則第六條第六項において「指定地域密着型サービス基準」という。」を加える。

附則第五条第二項中「には」の下に「、旧予防サービス条例第九十七条第一項第三号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)」とあるのは「指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、

第九十七条第一号及び第六十一条第一号において同じ」を、「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)(第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第一百五十一条第一号及び第六十一条第一号において「指定通所介護事業者等」という」に、「以下同じ」を、「又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という」に改め、同条第二号中「以下同じ」を、「又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という」に改め、「第一百五十一条第二号第一号」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号」を加え、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改める。

第九十八号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を、「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第一百五十一条第一号中「指定通所介護事業者」を、「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改め、同条第二号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に改め、同条第一号中「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改め、同条第二号及び第三号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改める。

第九十七号第一号中「第一百五十一条第一号及び第六十一条第一号において同じ」を、「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)以下「指定地域密着型サービス基準」という。)(第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第一百五十一条第一号及び第六十一条第一号において「指定通所介護事業者等」という」に、「以下同じ」を、「又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という」に改め、同条第二号中「以下同じ」を、「又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という」に改め、「第一百五十一条第二号第一号」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号」を加え、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改め、同条第三号中「指定通所介護事業所」を、「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護」を、「指定通所介護等」に改める。

設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）と、「指定通所介護をいう。以下同じ。」とあるのは「指定通所介護をいう。」又は指定地域密着型通所介護（同令第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）と、「指定通所介護の」とあるのは「指定通所介護事業者等」と、「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護等」と、「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護等」と、「第七項まで」とあるのは「第六項まで又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第二十条第一項から第七項まで」とを、「まで、第三十七条」との「下に」、旧予防サービス条例第百十二条第七項中「第六項」とあるのは「第五項」とを加える。

附則第六条第六項中「指定通所介護事業者をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）を、「指定通所介護をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）を、「第三項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項まで」を加える。

附則第八条第二項中「指定通所介護事業者をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）を、「指定通所介護をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）を、「まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項まで」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第二十九号

山梨県工業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県工業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

「のり付機

一同一

五八〇円

別表第一号の表中	非接触温度測定装置	同	一、八七〇円	を「のり付機
	干渉計	同	九八〇円	
	光沢計	同	三一〇円	
	偏光投影機	同	二八〇円	
一同一	「非接触外径測定機	同	三九	
	五八〇円」に、	同	三、一二〇円以上三、六八〇円	
	を「非接触外径測定機一同一	同	三、一二〇円以上三、六八〇円	
	以下」	同	三九〇円」に、「ドウコ	
	ンディショナー一同一五〇〇円」を「ドウコンディショナー一同一六三〇円」に、	同	「デ	
	ユボン式衝撃試験機	一同一	八〇円	
	外分光光度計	同	三、二八〇円	を「デュボン式衝撃試験機一同一
	「超軟エックス線発生装置	一同	三、四〇〇円	
	円」に、	同	六四〇円	を「超軟エックス線発生装置一同
	平面度測定機	同	六四〇円	
	「センターレスグラインダー	一同	四一〇円	を「センターレスグラ
	一三四〇円」に、	同	四五〇円	
	電気炉（铸造用）	同	四五〇円	
	インダー一同一四一〇円」に、	同	五二〇円	を「ダイヤ球面研
	削機一同一五二〇円」に、「耐光（耐候）性試験機	同	六四〇円」	
	「耐光（耐候）性試験機	同	六一	
	製麵機	同	二七〇円	
	リアルタイムスペクトルアナライザ	同	九二〇円	
	恒温恒湿室	同	二〇、一六〇円	
	小型恒温恒湿槽	同	四、六八〇円	
	〇円」を	同	四、二二〇円	に改める。
	振動試験機（室温試験）	同	五、三三〇円	
	同（複合環境試験）	同	六三〇円	
	軸振動型高精度高周波ドリル	同	八五〇円	
	デジタル放射温度計	同	五八〇円	
	疲労試験機	同	七五〇円	
	同（恒温環境試験）	同		
	「屈折率測定	同		
	別表第一号の表貴金属及び宝鉱石の項中	同		
	蛍光エックス線分析（定性分析）	同		
	同（マッピング）	同		

六四〇円
 二、六七〇円 を「蛍光エックス線分析（定性分析）―測定二、六七〇円」に改
 二、六七〇円」
 め、同表素材、機械、電子及び化学の項中「同（衝撃試験）
 一 同 一 五二〇円

「同（衝撃試験） 同 五二〇
 同（疲労試験） 同 七二〇
 「を 同（疲労試験（恒温環境試験）） 同 八九〇
 同（疲労試験機による静的試験） 同 一、五二〇
 同（疲労試験機による静的試験（恒温環境試験）） 同 一、九二〇

円 円 円 円 円
 一時間未満の端数があるときは、これを一時間とする。
 一時間二、六二〇円以上四、一九〇円以下 一時間未満の端数があるとき
 「振動試験（室温試験） 一時間
 同（複合環境試験） 同
 五、三〇〇円 一時間未満の端数があるときは、これを一時間とする。
 六、四一〇円 同

「同（恒温恒湿槽） 同（恒温恒湿室）
 同（小型恒温恒湿
 同（恒温恒湿槽による温湿度負荷試験） 一 同 二五〇円」を 同（恒温恒湿室に
 同（小型恒温恒湿
 による温湿度負荷試験） 同 二五〇円
 による温湿度負荷試験） 同 一、一三〇円 に改める。
 槽による温湿度負荷試験） 同 四八〇円」

別表第三号の表中
 研磨宝飾製品委託見本品の試作 一件 六四〇円以上
 ラック粉砕処理 同 六四〇円以上
 宝鉱石の板状切断 同 四一〇円

一、九八〇円以下 同
 二、八五〇円以下 同
 五二〇円 一キログラム未満の端数があるときは、これを一キログラムとす
 以上九九〇円以下 同

を「浸染 一 同 一 六四〇円以上二、九八〇
 円以下一 同

「同（外径研磨機によるもの） 同 四一〇円以上一、二八〇円以下
 宝鉱石の研磨 同 五二〇円 を「同）
 装身具の接着（熱処理によるもの） 同 六四〇円」
 外径研磨機によるもの） 一 同 一四一〇円以上一、二八〇円以下」に改める。
附則
 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十八年三月二十九日 山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次の
 ように改正する。

第八条中「小学校」の下に、「（義務教育学校の前期課程を含む。第二十二條の二に
 おいて同じ。）」を加える。

第十条から第十三条までの規定中「興業場等」を「興行場等」に改める。
 別表第六中五十二の項を五十三の項とし、二の項から五十一の項までを一項ずつ繰
 り下げ、一の項の次に次のように加える。

二 法第四十二條第一項第五号の規定に基 づく道路の位置の指定又は当該指定の変 更若しくは廃止の申請に対する審査	道路の位置の指定等 申請手数料	五万円
---	--------------------	-----

第二条 山梨県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十二條の二」を「第二十二條の二第一項第一号」に改める。
 第二十二條の二を次のように改める。

（避難上の安全の検証を行う建築物に対する適用除外）
第二十二條の二 次の各号に掲げる用途に供する建築物のうち、当該建築物が全館避

難安全性を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）又は令第百二十九条の二第一項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものについては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 小学校 第八条

二 興行場等 第十二条（第一項第五号に係る部分を除く。）

2 令第百十七条第二項各号に掲げる建築物の部分は、前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 平成二十八年六月一日

二 第一条中別表第六の改正規定及び次項の規定 平成二十八年十月一日（適用）

2 第一条の規定による改正後の山梨県建築基準法施行条例別表第六の二の項の規定は、平成二十八年十月一日以後の申請について適用する。

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十一号

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例（平成二十七年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中、「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

- 三 一般路線バス乗降場
- 四 高速バス乗降場
- 五 バス待機場

第七条の見出しを「（利用の許可等）」に改め、同条第一項中「タクシー待機場を利用しようとする一般乗用旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送

法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号八の一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。）を経営する者をいう。）」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 タクシー待機場を利用しようとする一般乗用旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号八の一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。）を経営する者をいう。）
- 二 一般路線バス乗降場を乗合旅客の運送（長距離急行運送（道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第十条第一項第一号ロに規定する長距離急行運送をいう。次号において同じ。）を除く。）を目的として利用しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。）を経営する者をいう。次号において同じ。）
- 三 高速バス乗降場を長距離急行運送を目的として利用しようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

第七条に次の一項を加える。

4 一般路線バス乗降場又は高速バス乗降場に係る第一項の許可を受けた者は、当該許可を受けた一般路線バス乗降場又は高速バス乗降場の利用のため必要な限度において、バス待機場を利用することができる。

別表第二タクシー待機場の項の次に次のように加える。

一般路線バス乗降場	年額	四六、四〇〇円に乗合旅客の乗降のため利用しようとする区画の数を乗じて得た額
高速バス乗降場	年額	一一、六〇〇円

別表第二備考中「使用」を「利用」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の第七条第一項の規定による一般路線バス乗降場及び高速バス乗降場の利用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日以前においても、同項の規定の例によりすることができる。

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十二号

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成十一年山梨県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表四の項口中「三月」を「二年」に、「改築又は除却」を「又は改築」に改め、同項八中「を除く。」の設置、改修若しくは除却(改修又は除却)を「及びホに掲げる工作物を除く。以下この八において同じ。」の設置若しくは改修(改修)に、「(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)に係るもの」を「に係るもの(土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない行為に係るものに限る。)」に改め、同項二中「改修又は除却」を「又は改修」に改め、同項ホ中「埋設されている電線」を「電柱、電線」に、「又は下水道管の改修」を「、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修」に改め、同項中へをトとし、ホの次に次のように加える。

へ 許可等であつて、建築物その他の工作物の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物その他の工作物に係るものに限る。)に係るもの

第二条の表四の項トの次に次のように加える。

チ 許可等であつて、県指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取に係るもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第二条の表四の項の上欄に掲げる事務に係る山梨県文化財保護条例(昭和三十一年山梨県条例第二十九号)及び同条例の施行のための教育委員会規則(以下「条例等」という。)の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に条例等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表四の項の下欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行すること

なる事務に係るものは、同日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十三号

山梨県立学校設置条例の一部を改正する条例

山梨県立学校設置条例(昭和三十一年山梨県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中 「山梨県立谷村工業高等学校 山梨県都留市
山梨県立桂高等学校 山梨県都留市
山梨県立都留興譲館高等学校 山梨県都留市」

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県立谷村工業高等学校及び山梨県立桂高等学校は、この条例による改正後の山梨県立学校設置条例の規定にかかわらず、平成二十八年三月三十一日に当該高等学校に在学する者が当該高等学校に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県条例第三十四号

山梨県暴力団排除条例の一部を改正する条例

山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条・第十七条」を「第十七条 第十九条」に、「第十八条・第十九条」を「第二十条 第二十三条」に、「第五章 事業者等の講ずべき措置(第二十条 第二十三条)」を「第五章 事業者等の講ずべき措置」第六節 特定の地域における暴力団

第二十四条 第二十八条) に、「第六章」を「第七章」に、「

を排除するための措置(第二十九条・第三十条)」に、「

第二十四条 第二十六条」を「第三十一条 第三十五条」に、「第七章」を「第八章」

に、「第二十七条」を「第三十六条 第四十一条」に、「第八章」を「第九章」に、「第

二十八条・第二十九条」を「第四十二条・第四十三条」に改める。

第二条に次の一号を加える。

六 青少年 満十八歳未満の者をいう。

第九条中「暴力団員と」を「暴力団若しくは暴力団員と」に改める。

第二十九条第一項中「前条」を「前条第一項から第四項まで」に改め、同条を第四十

三条とする。

第二十八条を次のように改める。

罰金に処する。

一 第十八条の規定に違反した者

二 相手方が暴力団員であることの情を知って、第二十九条第二項又は第三項の規定に違反した者

三 第二十九条第四項又は第五項の規定に違反した者

2 第三十五条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第三十条第七項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 第三十条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

5 第一項第二号の罪を犯した者が、自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第八章中第二十八条を第四十二条とし、同章を第九章とする。

第七章中第二十七条に見出しとして「(公安委員会規則への委任)」を付し、同条を第四十一条とし、同条の前に次の五条を加える。

(意見聴取)

第三十六条 公安委員会は、前条第二項の規定による命令をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、命令に係る者がした第十九条又は第三十条第三項の規定に違反する行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、意見聴取を公開しないことができる。

2 前項の意見聴取を行う場合において、公安委員会は、当該命令に係る者に対し、命令をしようとする理由並びに意見聴取の期日及び場所を相当の期間において通知し、かつ、意見聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 意見聴取に際しては、当該命令に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 公安委員会は、当該命令に係る者又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該命令に係る者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、意見聴取を行わないで同項に規定する命令をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の意見聴取の実施について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

第三十七条 公安委員会は、緊急の必要がある場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項の意見聴取を行わないで、仮に、第三十五条第二項の規定による命令をすることができる。

2 前項の規定による命令(以下この条及び第三十九条第一項において「仮の命令」という。)の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。

3 公安委員会は、仮の命令をしたときは、当該仮の命令をした日から起算して十五日以内に、公開による意見聴取を行わなければならない。

4 前条第一項ただし書、第二項、第三項及び第五項の規定は、前項の意見聴取について準用する。この場合において、同条第二項中「命令をしようとする理由」とあるのは、「仮の命令をした理由」と、「相当の期間において」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

5 公安委員会は、第三項の意見聴取の結果、仮の命令が不当でない認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の意見聴取を行わないで第三十五条第二項の規定による命令をすることができる。

6 第三十五条第二項の規定による命令をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。

7 公安委員会は、第三項の意見聴取の結果、仮の命令が不当であると認められた場合は、直ちに、その命令の効力を失わせなければならない。

8 仮の命令に係る者の所在が不明であるため第四項において準用する前条第二項の規定による通知をすることができないことにより又は仮の命令に係る者若しくはその代理人が出頭しないことにより、第三項の意見聴取を行うことができず、かつ、当該仮の命令に係る違反行為に関する第三十五条第二項の規定による命令をするため、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に前条第一項の意見聴取に係る同条第二項の規定による公示がされているときは、第二項の規定にかかわらず、当該仮の命令の効力は、当該意見聴取の期日(同条第四項の規定に該当する場合)にあっては、当該

意見聴取に係る公示をした日から起算して三十日を経過する日)までとする。
(命令に係る書類の送達)

第三十八条 この条例の規定による命令は、公安委員会規則で定める書類を送達して行う。ただし、第三十五条第一項の規定による命令については、緊急を要するため当該書類を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。

2 前項の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

3 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けようとする旨を公安委員会の掲示板に掲示して行う。

4 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(公安委員会の事務の委任)

第三十九条 公安委員会は、仮の命令に関する事務を警察本部長に行わせることができる。

2 公安委員会は、第三十五条第一項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

(山梨県行政手続条例の適用除外)

第四十条 第三十五条の規定による命令については、山梨県行政手続条例(平成七年山梨県条例第四十六号)第三章の規定は、適用しない。

第七章を第八章とする。

第二十六条第一項中「第二十四条」を「第三十一条」に改め、「拒んだとき」の下に、「虚偽の説明若しくは資料の提出をしたとき、第三十二条第一項の規定による立入検査を正当な理由がなくて拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」を加え、第六章中同条を第三十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(命令)

第三十五条 公安委員会は、第十九条又は第三十条第三項の規定に違反する行為をしている暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第十九条又は第三十条第三項の規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団員に

対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、これらの規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第二十五条中「第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十二条第二項又は第二十三条第二項」を「第二十條第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條、第二十五條第二項、第二十六條第二項、第二十七條第二項又は第二十八條第一項」に改め、同条を第三十三條とする。

第二十四条を次のように改める。

(調査)

第二十四条 公安委員会は、第十九条、第二十條第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條、第二十五條第二項、第二十六條第二項、第二十七條第二項、第二十八條第一項又は前条第三項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、又は第三十五条の規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

第六章中第二十四条を第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(立入検査)

第三十二条 公安委員会は、暴力団員が第十九条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、暴力団事務所立ち入らせ、物件を検査させ、又は違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 特定の地域における暴力団を排除するための措置

(暴力団排除特別強化地域)

第二十九条 暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとって一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域と定める。

一 甲府市丸の内一丁目十四番から十六番まで及び十九番から二十一番まで、同市中央一丁目一番から九番まで及び十二番から二十一番まで並びに同市中央四丁目三

番、四番及び八番の地域
二 笛吹市石和町川中島及び同市石和町八田の地域のうち、公安委員会規則で定める地域

2 接客業（その業務に営業所又は営業所から派遣された場所において不特定多数の客に接する業務を含む営業をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げる営業に該当するもの（以下「特定接客業」という。）を営む者（以下この条において「特定接客業者」という。）は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業（営業所の一部又は営業所が設置されている建物の一部が当該地域内に所在する場合におけるこれらの営業所において営む特定接客業の営業を含む。以下同じ。）に関し、暴力団員からその営業所における用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行つことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号。以下この条及び次条第一項において「風適法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業

二 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

三 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業

四 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業

五 深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。）において営業する風適法第二条第十三項第四号に規定する酒類提供飲食店営業

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める営業

3 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員に対し、用心棒の役務の提供を受けることの対償として利益の供与をし、又はその営業を営むことを容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

4 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者に対し、その営業所における用心棒の役務の提供をしてはならない。

5 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、特定接客業者から、用心棒の役務の提供をすることの対償として利益の供与を受け、又はその営業を営むことを容認する対償として利益の供与を受けてはならない。

（標章による特定接客業の営業所への立入規制）

第三十条 特定接客業（風適法第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業（同項第二号又は第六号に該当する営業に限る。）、同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業（風適法第三十一条の二第四項に規定する受付所営業を除く。）、風適法第二条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第十項に規定する無店舗型電話異性

紹介営業及び同条第十三項に規定する接客業務受託営業を除く。）を営む者で、暴力団排除特別強化地域に営業所（営業所の一部又は営業所が設置されている建物の一部が当該地域内に所在する場合におけるこれらの営業所を含む。）を置くものは、公安委員会に対し、公安委員会規則で定めるところにより、暴力団員が当該営業所に立ち入ることを禁止する旨を記載した公安委員会規則で定める様式の標章（以下この条において「標章」という。）の掲示を申し出ることができる。

2 公安委員会は、前項の申出があつた場合において、暴力団員が当該申出に係る営業所に立ち入ることを禁止することが暴力団排除特別強化地域における暴力団の排除を強化し、安全で安心なまちづくりを推進するために必要であると認めるときは、当該営業所の出入口の見やすい場所に標章を掲示するものとする。

3 暴力団員は、前項の規定により標章が掲示されている営業所に立ち入つてはならない。

4 第二項の規定によりその営業所に標章が掲示された特定接客業を営む者は、公安委員会に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該標章を取り除くよう申し出ることができる。この場合において、公安委員会は、当該営業所から標章を取り除くものとする。

5 公安委員会は、第二項の規定により特定接客業の営業所に標章を掲示した後、当該営業所が第一項に規定する特定接客業の用以外の用に供されたときその他標章を掲示する必要がなくなつたと認めるときは、標章を当該営業所から取り除くものとする。

6 何人も、第二項の規定により掲示された標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、前二項の規定により公安委員会が標章を取り除く場合を除いては、これを取り除いてはならない。

7 何人も、第二項の規定によりその営業所に標章が掲示された特定接客業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者に対し、当該営業所から標章を取り除かせる目的で、威迫し、又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

第五章中第二十三条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（旅館業者等の措置）

第二十八条 事業者のうち、旅館、ホテル、ゴルフ場その他の不特定又は多数の者が利用する施設であつて、公安委員会規則で定めるものの運営又は管理を行う者（次項において「旅館業者等」という。）は、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知つて、当該施設の利用に係る契約をしてはならない。

2 旅館業者等は、前項の施設の利用に係る約款、規約その他の定めにおいて、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

一 当該契約の相手方が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる施設の利用をしてはならない旨

二 当該契約の相手方が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる施設の利用をすることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除することができる旨

第五章中第二十二条を第二十六条とし、第二十一条を第二十五条とし、第二十条を第二十四条とし、第四章中第十九条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(自己の名義を利用させることの禁止)

第二十二条 何人も、暴力団員が次条の規定に違反することとなることの情を知って、当該暴力団員に自己の名義を利用させてはならない。

(他人の名義を利用することの禁止)

第二十三条 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

第十八条第一項第一号中「この条及び次条において」を削り、第四章中同条を第二十条とする。

第十七条第一項中「敷地」の下に「(当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。）」を加え、第三章中同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(暴力団員による青少年への禁止行為)

第十九条 暴力団員は、正当な理由がなく、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

2 暴力団員は、青少年を自己又は自己が所属する暴力団の支配下に置く目的で、当該青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 面会を要求すること。

二 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)を送信すること。

三 つきまとい、又はその居宅の付近をうろつくこと。

第三章中第十六条を第十七条とし、第二章中第十五条を第十六条とし、第十一条から第十四条までを一条ずつ繰り下げ、第十条の次に次の一条を加える。

(財政上の措置)

第十一条 県は、暴力団の排除を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、平成二十八年八月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番